

第2編

基本構想

1. まちづくりの基本理念
2. まちの将来像
3. 将来人口
4. 土地利用方針
5. 将来像実現のための目標

【第2編 基本構想】

1. まちづくりの基本理念

「ひとが輝き☆ 地域が輝き☆ まちが輝き☆ 笑顔あふれるまちづくり」

第6次矢掛町振興計画の策定にあたり、「ひとが輝き☆ 地域が輝き☆ まちが輝き☆ 笑顔あふれるまちづくり」を基本理念と定め、人口減少社会に対応しながら今後10年間のまちづくりに取り組めます。

笑顔でひとが輝くまちづくり

町民一人ひとりが健康で安心して安全に生活し、自己実現に向けて自己啓発し、自己の活力を地域やまちづくりに生かし、笑顔あふれる人間関係を築いていくことができるまちづくりを推進します。

生き活きと地域が輝くまちづくり

町民が地域で活動し、暮らしやすい魅力あるまちづくりを目指し、地域住民と行政による協働のまちづくりを推進します。

賑わいでまちが輝くまちづくり

町民が、豊かな自然、歴史・文化資源を最大限に活用し、賑わいと活気を生み出すとともに、「住みたい・住んでよかった」「訪れてみたい・訪れてよかった」と実感できるまちづくりを推進します。

2. まちの将来像

やさしさにあふれ かいてきで げんきなまち

矢掛の豊かな自然の中で、安全で快適な生活を送ることは町民の願いです。まちづくり懇談会や住民意識調査からみる町民が望む矢掛町の将来像は、「福祉が充実したまち」「企業誘致・起業支援によるまち」「事故や犯罪が少ない安全なまち」「教育や文化活動が充実したまち」「町民同士のふれあいを感じられるまち」「資源を活かした観光のまち」です。

このような町民の願いを実現するために、第5次矢掛町振興計画のまちの将来像「やさしさにあふれ かいてきで げんきなまち」を引き続き第6次矢掛町振興計画のまちの将来像とし、この将来像を実現するために、ひと・地域・まちが輝き、笑顔があふれるまちづくりを目指していきます。

3. 将来人口

(1) 定住人口

矢掛町の人口は、少しずつ減少を続けています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も矢掛町の人口は減少傾向で推移し、少子高齢化と生産年齢人口の減少がさらに進行すると推計されています。

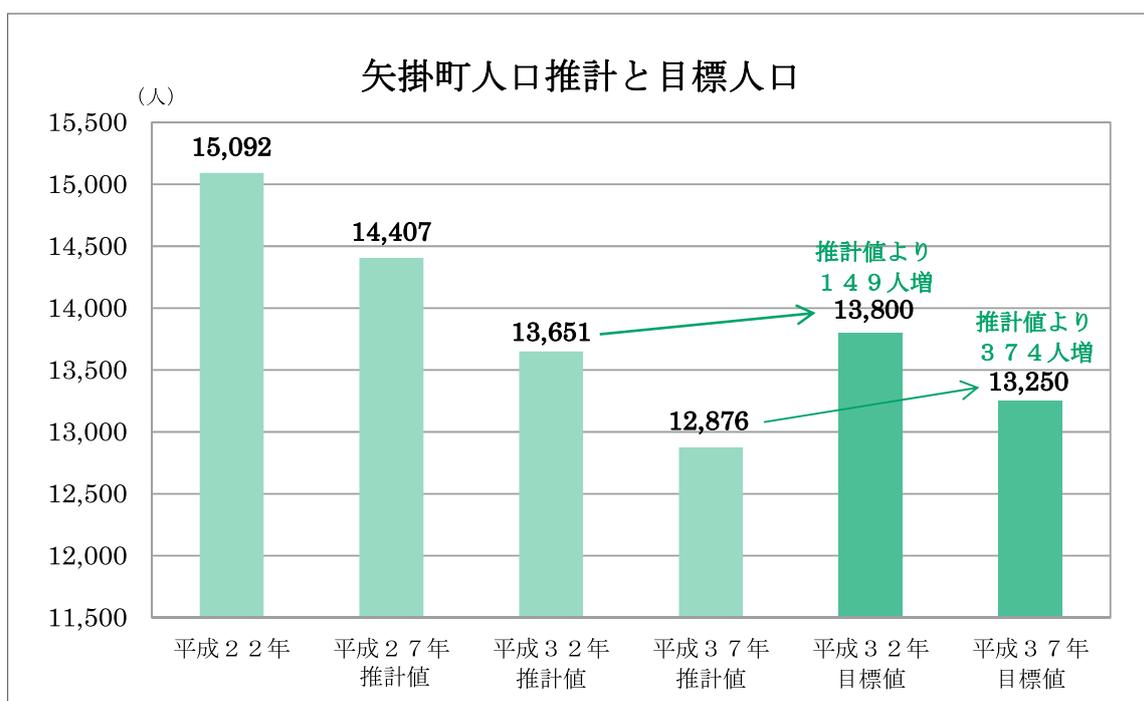
基本構想では、少子化・子育て支援，教育の充実，福祉の充実，産業・観光の振興，居住環境の整備，防災・防犯対策などの施策に取り組むことにより，矢掛町への移住と定住を促進し，人口減少に歯止めをかけ人口増につなげていくことを目標とします。

少子化対策及び移住定住促進施策の実施により，平成37年の推計値より約370名の人口増を目指し，平成37年の目標人口を13,250人と定め，町民の積極的な参画のもとに，住みたいまち・住んでよかったまちづくりを推進していきます。

【矢掛町人口の推計】 ※人口推計データについては，国立社会保障人口問題研究所の推計による

	平成22年(実績値)	平成27年(推計値)	平成32年(推計値)	平成37年(推計値)
矢掛町推計	15,092人	14,406人	13,651人	12,876人
目標人口	—	—	13,800人	13,250人

【矢掛町人口推計と目標人口グラフ】



(2) 交流人口

人口減少や少子高齢化による家族構成の変化やインターネット等の普及による情報化社会の進展，さらには定年退職世代の増加や企業の休暇制度拡充などの社会環境の変化に伴い，人々の観光へのニーズや旅行形態も多様化しています。自然環境や非日常的な生活を実感したり，地域の人々との交流や一緒に作業をする実体験を求める着地型観光や健康食やリラクゼーション等に目的を特化した付加価値のある旅行など観光の潮流は大型観光ツアーから，個人での小規模型観光へと変化しています。こうした状況は，観光資源に恵まれない地域にとって，新しい観光の形を創出し，観光事業振興と交流人口を獲得する好機であります。

また，観光振興による交流人口の増加だけでなく，地域間交流を促進し，交流人口が増すことで地域経済も活性化することが見込まれます。交流人口の増加は新たな産業の育成や雇用の増加にも繋がり，定住人口の増加への波及も期待されます。

矢掛町では，本陣・脇本陣等の歴史的観光地，亀島キャンプ場や水車の里等の着地型観光地，運動公園や海洋センター等のスポーツ施設，文化センターなどで開催するイベント等により多くの人々が訪れています。また，観光の拠点となる「やかげ町家交流館」や宿泊施設「矢掛屋」を整備し，町内での宿泊滞在も可能となり，町の魅力化に努めてきました。今後もこれらの魅力ある観光資源を磨き，積極的な宣伝活動を行うとともに，新たな賑わいや特産品の創出により町の魅力化を推進し，訪れる人々の満足度の向上を促進し，年間交流人口40万人を目指します。



(観光の拠点となる「やかげ町家交流館」)

4. 土地利用方針

土地利用は、「生活の基盤」・「農林業の生産基盤」・「商工業の活動基盤」・「自然環境保全」の4つに分類されます。矢掛町の目指すべき将来像を実現するために、4つの区分の土地利用が相互に調和を保ち、町民が安心して快適に暮らすことができるまちづくりを進めていくために計画的な土地利用を進めていきます。

■生活基盤としての土地利用

町民が健康で文化的な生活をする上で、住宅用地の確保と道路などの基盤整備は不可欠であり、維持管理などのコスト削減や環境負荷を抑える効率的な土地利用が求められています。

また、安心して生活するために、災害に対する防災対策などが合わせて求められています。

町内における地理的条件、特性などを踏まえて、用途区分を適切に運用することに努めます。

■農林業基盤としての土地利用

農地は、農産物の生産基盤であるだけでなく、遊水池的機能などの防災機能や生態系の維持機能などの役割を担っています。農地の持つ多面的な機能を活かしながら産業基盤としての土地利用との調和に努めます。

また、山林も保水機能を有しており、防災面及び生態系の維持機能等の役割を担っており、適正な管理に努めます。

■商工業基盤としての土地利用

商業・工業等の活動基盤となる土地利用については、住環境との調和を図りながら積極的に企業誘致活動を推進し、企業が進出しやすい環境整備に努めます。

■自然環境保全としての土地利用

矢掛町の景観や自然の豊かさである森林や河川などの自然環境は、生活に潤いを与えるだけでなく、環境保全や防災、景観形成などの機能面からも大きな役割を果たしています。

町内の貴重な森林・河川等を保全し、山や水辺などの自然環境の確保に努めます。



(嵐山から望む矢掛の町並み)

5. 将来像実現のための目標

人口減少社会の中で、まちの将来像を実現するために、次のとおり5つの重点目標と8つの基本目標を定め、矢掛町の誇りである豊かな自然と歴史的・文化的資源の中で「ひと」や「地域」や「まち」が輝き、いつまでも住み続けたいと思える郷土を守り、未来の世代に引き継いでいくまちづくりを町民と行政がともに力を合わせて進めていきます。

(1) 重点目標

【重点目標1】

地域の自主性を生かした協働による地域づくりの推進

町民と行政が「共にまちづくりを担う」という意識を持って、「自助・共助・公助」のもと、住民参加型の公共サービスに取り組み、暮らしやすい魅力あるまちづくりを目指します。

【重点目標2】

学ぶ環境づくりと教育の総合的な推進

家庭、学校、地域が連携し、子どもたちの基礎学力の向上を図るとともに、豊かな心を育み、地域で活躍できる人材の育成に取り組みます。

さらに、健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、幼児期からの健康な食生活と食習慣の確立に努めます。

また、生涯学習を推進し、文化・スポーツの振興を図り、誰もが学べる仕組みづくりを目指します。

【重点目標3】

安心して子どもを産み育てることができる子育て環境の整備と福祉制度の拡充

子育て世代の移住及び定住促進のため、結婚意識の啓発と出会いの機会を増やすとともに、子どもを産み育てる環境の充実と、社会全体で子育てをサポートする体制づくりを推進し、「子どもを産み育てやすいまち」を目指します。

高齢者などのすべての人が健康で快適に暮らせる環境整備を目指します。

【重点目標4】

安全かつ快適に暮らすための生活環境の整備と防災機能の拡充

循環型社会形成のためごみのリサイクル推進と減量化に向けた意識啓発を行うとともに、ごみの減量化の推進に努めます。

快適な生活環境の確保のため、道路等の生活基盤整備及び適正な維持管理を行うとともに、長寿命化を図ります。

各種団体や地域住民と協力し、地域コミュニティでの防犯・防災活動への取り組み促進を目指します。

【重点目標5】

新たな雇用の創出と歴史的・文化的資源等を活用した観光振興による賑わいの創出

企業誘致・起業支援や農業の6次産業化の推進による若者の新たな雇用の創出と、豊かな自然や矢掛本陣・脇本陣などの歴史的・文化的資源等の活用により町民の交流や観光客・来訪者を増やして賑わいの創出を目指します。

(2) 基本目標

【基本目標1】地域コミュニティの育成と協働による活力あるまちづくり

町民と行政が互いに情報を共有しながら、行政だけでなく地域コミュニティやNPOなどの多様なまちづくりの担い手との協働を促進し、地域の課題の解決に向けた取り組みとして、地域活動を支援し、地域のつながりづくりを推進します。

行財政改革をさらに進め、事務事業の効果的かつ効率的な実施を推進し、社会の動向に対応できるよう職員の意識改革、能力向上など人材育成に努めます。

公共施設の維持管理・更新について現状を把握し、整理・評価した上で適切な管理に努めます。

【基本目標2】互いを思いやり、笑顔あふれるまちづくり

町民一人ひとりの人権が尊重され、やさしさあふれるまちづくりの実現を目指して、人権教育の充実・啓発に努めます。

地域の活性化には女性の活躍が必要であり、女性の社会進出を推進し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進します。

国際化の進行により外国文化への理解と語学力の充実が必要であり、国際教育の機会の提供に努めます。

【基本目標3】未来を担う次世代を育み、自己啓発を進めるまちづくり

学校において基礎的な学力や自ら学び考える力などの確かな学力、他を思いやる心や郷土を愛する心などの豊かな心、健康や体力、学力の向上と郷土愛の育成を推進します。

町民が生涯にわたって学ぶことを楽しみ、人と人との交流を推進するとともに、互いの人格を尊重し、支え合うことができる社会の実現に向けた取り組みを推進します。

子どもたちの多様な体験活動を促進し、心身ともに健全な青少年育成に努めます。

健康づくりの推進、体力・運動能力の向上に向け、町民が生涯にわたりスポーツを楽しめるよう活動の機会の提供と紹介や施設の適切な運営に努めます。

豊かな自然に包まれたまちの歴史・文化を学び、郷土の誇りを育む施策を推進します。

読書環境の充実を図るとともに、町民が読書に親しむ機会や環境づくりに努めます。

【基本目標4】人にやさしく、健やかに暮らせるまちづくり

結婚希望者が求める出会いの機会の創出と少子化社会の中で多様化する保育ニーズに対応するため、結婚・出産・子育てがしやすい環境づくりを推進します。

少子高齢社会の中で、子どもから高齢者まで健康で生きがいを感じながら、快適に暮らすことができるよう努めます。

障がいのある人の社会参加を促進するため、障がいのある人もない人も地域でともに生活できる社会づくりに向けた取り組みを推進します。

町民が元気で快適に暮らすため、予防医療事業や健康づくり事業を推進します。

【基本目標5】快適な生活環境づくりを進めるまちづくり

道路の整備を推進し、自動車での移動時間の短縮と安全性を確保するとともに、歩行者の安全性や快適性の向上を図り、生活道路への交通安全施設などの設置に努めます。

公共交通については、地域特性や利用者の要望を把握し、利用しやすい公共交通網の構築を検討します。

上水道については、安定供給を継続し、下水道については、加入促進、さらに水洗化の促進を推進します。

【基本目標6】安全で安心を実感できるまちづくり

安全な生活を維持するため、自主防災組織の整備と消防団活動による防災対応力の強化を推進します。

町民が安心して生活が営めるよう交通安全・防犯の啓発、見守り組織の育成、消費者被害の防止など地域での相互扶助に取り組みます。

【基本目標7】産業の振興で賑わうまちづくり

中小企業の基盤強化や支援を拡充し、商工業の振興を図るとともに、新たな産業の育成、企業の誘致を進め、地域経済の活性化及び雇用の創出に努めます。

農業の担い手の育成や農業経営の効率化の推進を図るとともに、「儲かる農業」の仕組みづくりに努めます。

豊かな自然や歴史的・文化的資源を生かした特徴ある観光振興と観光創出に努めます。

【基本目標8】自然と共生する美しいまちづくり

恵まれた自然を守り、良好な生活環境を確保するため、町民一人ひとりから企業、行政に至るまで環境美化及び公害に対する意識向上を目指した更なる啓発に取り組みます。

基本構想（平成28年度～平成37年度）の体系一覧					
基本理念	ひとが輝き☆ 地域が輝き☆ まちが輝き☆ 笑顔あふれるまちづくり				
町の将来像	や さしさにあふれ か いてきで げ んきなまち				
重点目標1	地域の自主性を生かした協働による地域づくりの推進	■基本目標1	地域コミュニティの育成と協働による活力あるまちづくり		
		施策1-1	協働の推進		
		施策1-2	地域コミュニティの育成		
		施策1-3	健全な行政運営の推進		
重点目標2	学ぶ環境づくりと教育の総合的な推進	■基本目標2	互いを思いやり，笑顔あふれるまちづくり		
		施策2-1	人権の尊重		
		施策2-2	男女共同参画の推進		
		施策2-3	国際化社会への対応		
重点目標3	安心して子どもを産み育てることができる子育て環境の整備と福祉制度の拡充	■基本目標3	未来を担う次世代を育み，自己啓発を進めるまちづくり		
		施策3-1	幼児教育の充実		
		施策3-2	学校教育の充実		
		施策3-3	学校給食の充実		
		施策3-4	生涯学習の推進		
		施策3-5	スポーツ活動の推進		
		施策3-6	文化の振興		
重点目標4	安全かつ快適に暮らすための生活環境の整備と防災機能の拡充	■基本目標4	人にやさしく，健やかに暮らせるまちづくり		
		施策4-1	健康づくりの推進		
		施策4-2	地域福祉推進体制の充実		
		施策4-3	高齢者福祉の充実		
		施策4-4	障害者福祉の充実		
		施策4-5	結婚活動の支援		
		施策4-6	子育て環境の充実		
		施策4-7	ひとり親家庭支援の充実		
		施策4-8	生活（低所得者）福祉の充実		
		施策4-9	社会保障・介護保険の充実		
		施策4-10	国民健康保険制度の充実		
		施策4-11	救護施設の充実		
		施策4-12	介護老人保健施設の充実		
		施策4-13	地域医療体制・救急体制の充実		
重点目標5	新たな雇用の創出と歴史的・文化的資源等を活用した観光振興による賑わいの創出	■基本目標5	快適な生活環境づくりを進めるまちづくり		
		施策5-1	適正な土地利用の推進		
		施策5-2	効率的な水利用の促進		
		施策5-3	快適な生活空間の整備		
		施策5-4	住み続けられる環境の整備		
		施策5-5	住環境整備の推進		
		施策5-6	上水道施設の整備		
		施策5-7	下水道施設の整備		
		施策5-8	道路の整備		
		施策5-9	河川の整備		
		施策5-10	公共交通の充実		
重点目標6	安全で安心を実感できるまちづくり	■基本目標6	安全で安心を実感できるまちづくり		
		施策6-1	循環型社会形成の推進		
		施策6-2	消費生活の安全と向上		
		施策6-3	交通安全対策の充実		
		施策6-4	消防・防災体制の充実		
		施策6-5	防犯対策の推進		
		重点目標7	産業の振興で賑わうまちづくり	■基本目標7	産業の振興で賑わうまちづくり
				施策7-1	農林業の振興
				施策7-2	商業の振興
施策7-3	工業の振興				
施策7-4	観光の振興				
重点目標8	自然と共生する美しいまちづくり	■基本目標8	自然と共生する美しいまちづくり		
		施策8-1	環境保全対策の推進		